

## 寄附のお願い

公益社団法人 学校教育開発研究所  
代表理事 栗原 慎二

### 『教育を通じて子どもたちに明るい未来を！』

子どもと学校への支援，教育に携わる人材育成を行い，我が国をはじめ世界の教育の向上に寄与することを学校教育開発研究所はめざします。

本研究所は，地域に子どもの居場所となる拠点を整備し，研究実践のノウハウを活用して，自己肯定感や自己管理能力育成など，主に子どもの生きる力を育むためのサポート事業と教員免許状更新講習，教育に関する国内外における調査・研究など，主に教育にかかわる人材育成のための研修事業を実施しています。

詳しくは，別紙パンフレットをご覧ください。

今，日本は6人に1人の子どもが，貧困状態にあるといわれています。大人になれば一人の自立した人間として社会に出て働き，生活していく。そんな，多くの人にとっての“普通”を貧困は奪い取ってしまいます。

都市が機能性を追求していくにつれて，地域の人々の結びつきは薄らぎ，コミュニティは弱体化していきます。そのため，子どもたちはますます孤立し，貧困状態であることに気づかれず，本来なら支援が必要な場所に支援が届かない。そんな矛盾に陥っているのです。それが，「子どもの貧困」がもたらす現実なのです。

そのため，子どもたちと地域・社会との接点を増やしていくことが急務です。本研究所はこの問題の解決を図るために，日本財団子どもの未来応援プロジェクトより支援を受け，さまざまな理由から，自宅での学びが困難、けれどもどこにも行く場所がない。そうした子どもたちに「家でも学校でもない第三の居場所」を用意します。

この「第三の居場所」には専門的な知識を有する人や援助職を志望する大学生のボランティアをスタッフとして迎え、生活習慣の形成や学習支援、多様な体験活動などを通じて、地域社会とつながり、自立する力を育みます。

子どもたちには，希望の持てる未来が必要です。これらの事業に必要な資金は

主に会員の方々の会費および事業収入を充てていますが、今後さらにその内容の拡大・充実を図るには、是非とも多くの方々のご支援、ご協力が必要です。

本研究所の事業活動にご理解とご賛同をいただき、皆さまのご協力をお願いいたします。

本研究所は内閣総理大臣より「公益社団法人」としての認定（認定日：平成 28 年 6 月 3 日，法人登記日：平成 28 年 6 月 9 日）を受けておりますので，本研究所への寄附金には特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され，所得税（個人），法人税（法人）の控除を受けることができます。

本研究所の事業活動にご理解とご賛同をいただき，是非ご寄附をお寄せくださいますよう心よりお願い申し上げます。

皆様からお預かり致します寄附金は，本研究所の寄附金等取扱規程に則り，有効かつ適切に管理し，使用させていただきます。

なお，3 万円以上のご寄附をいただいた個人・企業・団体様に対しては，当法人のホームページにバナーの掲載をし，紹介させていただきます。

#### 寄附金控除

公益社団法人学校教育開発研究所への寄附金は，所得税・法人税の税制上の優遇措置があります。

なお，一部の自治体（広島県及び市）では，個人住民税の寄附金控除の対象となります。

#### 寄附金控除を受けるためには

寄附金控除を受けるためには，確定申告が必要です。本研究所が発行する「寄附金領収書」を添付して税務署に申告してください。確定申告の時期は毎年 2 月中旬から 3 月中旬までです。なお，勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

※寄附金控除についての詳細は国税庁のホームページでご確認ください。